

都市部で遅れている地籍調査

- 土地の境界等を明確にする地籍調査の進捗率は50%、特に都市部では22%と進捗が遅れ

		進捗率(H23年度末)
DID		22%
非DID	宅地	52%
	農用地等	72%
	林地	43%
合計		50%

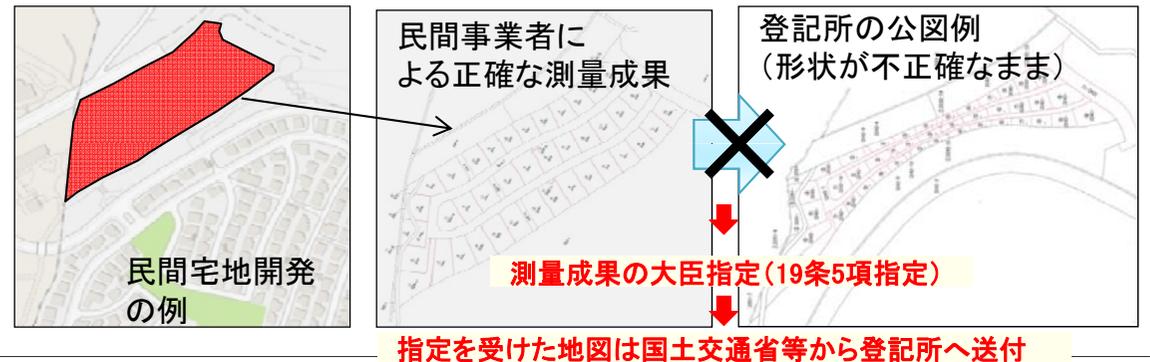
地籍調査が未実施の場合に生じるリスク

- 境界が不明確であるため、円滑な土地取引や相続に支障
- 災害時の復旧・復興遅延の原因になる
- まちづくりの円滑な実施に支障



民間測量成果の活用

- 都市部を中心に行われている開発事業などによる測量成果については、国土調査法第19条第5項の国土交通大臣指定を受ければ、地籍調査と同等のものとして扱われる
- 指定を受けた地図は不動産登記法第14条第1項地図(土地の正確な位置、形状を表した地図)として備え付けるために国土交通省等から登記所へ送付



地籍整備推進調査費補助金

《これまでの取り組み》

- H22年度に大臣指定を促進するため補助金を創設。

[自治体向け]



[民間間接補助]



《平成25年度に拡充》

- 民間間接補助では自治体が補助制度を設けている必要があり、民間事業者への普及に支障。

[民間直接補助(新規)]



平成25年度より制度を拡充し、新たに、国が民間事業者に直接補助金を交付することが可能に

○平成25年度
民間事業者等の募集
5月20日(月)
~6月28日(金)

(応募受付期間中であっても募集を終了する場合があります)